

生食発0317第19号  
平成29年3月17日

各  
〔 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長  
( 公 印 省 略 )

衛生証明書等の発行申請手続における輸出入・港湾関連情報処理システムの導入に伴う輸出関連通知の改正について

今般、「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部決定)に基づき、衛生証明書等の発行申請手続について、輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を導入することとしました。

つきましては、輸出水産食品の取扱要領については別紙1、輸出食肉の取扱要領については別紙2のとおり改正し、本年3月19日より施行することとしましたので、その実施について特段の御理解、御協力をいただくとともに、貴管下関係営業者等への周知方よろしくお願いします。

なお、各地方厚生局長宛てに別添1、一般社団法人食品衛生登録検査機関協会理事長宛てに別添2のとおり通知していることを申し添えます。